

社会福祉法人津市社会福祉事業団役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人津市社会福祉事業団（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する、交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給する。ただし、次の者には支給しない。

- (1) 津市の特別職及び一般職の身分を有する者
 - (2) この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている者
- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 役員等の報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 常勤役員に対する報酬については、別表1に定める額の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て定める。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は嘱託職員通勤手当支給基準に準ずる。

3 役員等が、職務のため出張をしたときは、職員の旅費規程に準じて旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

（報酬の支給日）

第6条 常勤役員の報酬及び通勤手当は、毎月21日に支給する。なお、支給日が土曜日、日曜日、祝日にあたる場合は、その前日に支給するものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬は、当該会議に出席した都度、支給するものとする。

（報酬の支給方法）

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（報酬の日割り計算）

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数処理）

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

（1）50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

（2）50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補足）

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は平成29年6月23日から施行する。
- 2 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（昭和54年3月27日規程第9号）は、この規程の施行により廃止する。
附 則（令和元年12月9日規程第6号）
この規程は令和元年12月9日から施行する。

別表1

常勤役員等の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000円以内
常務理事	月額 300,000円以内

別表2

非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

役職名	日 額
評議員会への出席	9,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	9,000円

(2) 理事

役職名	日 額
理事会等会議への出席	9,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	9,000円

(3) 監事

役職名	日 額
監事監査及び理事会等会議への出席	9,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	9,000円